

### ●住民票

家を 借りるときや 学校へ 入る 試験を 受けるときは 住民票が 必要になります。  
 住民票が ほしいときは 市役所の 住民窓口センターや 近くの 支所、地域事務所、出張所、  
 サービスセンターへ 行って ください。  
 住民票が ほしい人が 自分で 行って 申し込んで ください。  
 いっしょに 住んでいる 家族が 行っても もらえます。  
 申し込む人の 在留カード<日本に いるための カード>などが 必要です。お金が 300円  
 かかります。

### ●在留カード<日本に いるための カード>や 特別永住者証明書<とくべつに 日本に ずっと いることが できる>を なくしたときや よごしてしまったとき

なくしたときや 盗まれたときは 再交付申請<もう一度 つくる お願い>を して ください。  
 よごれたときや やぶれたときは 引替交付申請<新しいものと とりかえる お願い>を して  
 ください。

- なくしたときと 盗まれたときから 14日の 間に して ください
- 必要なもの
  - パスポート、写真1枚 (たて 4 cm × よこ 3cm)、在留カード
  - <日本に いるための カード>や 特別永住者証明書
  - <とくべつに日本に ずっと いることが できる>
  - 被害・遺失届出証明書<なくしたときや 盗まれたとき 警察が  
くれる 紙>
- 申し込む 場所
  - 在留カード<日本に いるための カード>は  
大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所<日本に いることが できる 手続きを するところ>  
電話 079-235-4688
  - 特別永住者証明書<とくべつに 日本に ずっと いることが できる>は  
市役所の 住民窓口センターや 支所、地域事務所、出張所、サービスセンター  
電話 079-221-2365

### ●家や 土地を 契約<買うことや 借りる 約束>するときや 車を 買うときは 印鑑登録<自分の 印鑑を 市役所に 持って行って 見せる>が 必要です

車を 買うときや 家や 土地を 契約<買うことや 借りる 約束>するときは 市役所に  
 登録<持って行って 見せる>した 印鑑が 必要です。  
 印刷店<印鑑の 店>で 印鑑を つくって ください。その印鑑と 在留カード  
 <日本に いるための カード>や 特別永住者証明書<とくべつに 日本に ずっと いることが  
 できる>を 持って 市役所の住民窓口センターか、支所、地域事務所、出張所、サービスセンター  
 へ 行って ください。  
 登録<持って行って 見せる>が 終わると 印鑑登録証<自分の 印鑑の カード>を  
 もらえます。  
 印鑑登録<自分の 印鑑を 市役所に 持って行って 見せる>の証明書<登録していることを  
 知らせる 紙>が 必要なときは 印鑑登録証<自分の 印鑑の カード>をもって  
 市役所の 住民窓口センターや 支所、地域事務所、出張所、サービスセンターへ 行って  
 ください。お金が 300円 かかります。

### 印鑑をつくるときは

印刷店<印鑑の 店>に たのんで ください。  
 あなたの 名前を ひらがなか カタカナか アルファベットで かいた 印鑑が できます。  
 わからないことがあれば 住民窓口センター印鑑登録担当<自分の 印鑑を 市役所に  
 持って行って 見せる かりの人> (電話 079-221-2365) に 聞いて ください。  
 銀行で 使う 印鑑に 印鑑登録<自分の 印鑑を 市役所に 持って行って 見せる>は  
 必要ないです。  
 印鑑登録<自分の 印鑑を 市役所に 持って行って 見せる>した 印鑑は 大切に  
 ください。

